

## 柳 宗悦の民芸論 (Ⅳ)

——「沖繩方言論争」——

八 田 善 穂

- (1) 発 端
- (2) 沖繩県学務部声明
- (3) 「沖繩県学務部に答ふるの書」
- (4) 波 紋
- (5) 第二次沖繩県学務部声明
- (6) 「敢て学務部の責任を問ふ」
- (7) 知事との会見
- (8) 「琉球文化の再認識に就て」
- (9) 柳の地方文化論

柳宗悦<sup>1)</sup>が初めて沖繩に渡ったのは、昭和13年の暮から14年1月にかけてであった。この後14年3月から4月、同年暮から15年1月、15年7月から8月と、3年足らずの間に柳は4回沖繩を訪れている。

このうち、第3回の沖繩訪問は柳、浜田庄司<sup>2)</sup>、棟方志功<sup>3)</sup>、式場隆三郎<sup>4)</sup>等の民芸協会同人や、写真家の土門拳<sup>5)</sup>氏等、総勢26名の旅行団によるものであった。このとき撮影された多くの写真は、戦前の沖繩の姿を伝える貴重な記録である。またこのとき起った大きなできごとが、「沖繩方言論争」であった。

本稿は、この論争の経過をたどることにより、柳の地方文化に対する基本

---

注1) 1889 (明治22) —1961 (昭和36)

2) 陶芸家, 1894 (明治27) —1978 (昭和53)

3) 版画家, 1903 (明治36) —1975 (昭和50)

4) 精神科医, 1898 (明治31) —1965 (昭和40)

5) 1909 (明治42) —

姿勢を明らかにしようとするものである<sup>6)</sup>。

### (1) 発端

柳は学習院高等科在学時代<sup>7)</sup>に「紅型」に接して以来、沖縄に対する関心をもちつづけていた。大正11年頃には訪沖を計画したこともあったが実現せず、ようやく昭和13年の暮になって彼は初めて沖縄の土を踏んだ。浜田と河井寛次郎<sup>8)</sup>が同行した。このときの印象を柳は、「此の土地程色々な工芸品が純粋な状態でよく持続されてゐる所は他にないことが分った。<sup>9)</sup>」「色々な意味で琉球の工芸は吾々のそれよりも遙かに優れた仕事をしてゐる。師とすべき事柄が一つや二つではない。この意味で混沌とした日本工芸の現在に琉球が存在することは奇蹟に近い<sup>10)</sup>」と記している。

東京へ帰った柳は直ちに再訪の計画を立て、昭和14年3月に再び沖縄へ向った。このときは柳夫妻の他、浜田、河井、芹沢銈介<sup>11)</sup>、外村吉之助<sup>12)</sup>氏等が参加した。この訪問の成果は雑誌『工芸』（聚楽社）の99号（昭和14年10月）、同100号（同）および雑誌『月刊民芸』（日本民芸協会）の昭和14年11月号などに特輯されている。また『月刊民芸』には、日本民芸協会同人の「琉球日記」が9回にわたって連載されている（昭和14年5月号—昭和15年2月号）。

この「日記」の4月21日付の部分に、次のような記述がある。

「午後2時第二高女に一同集る。……同校作法室にて座談会あり、知識階級

6) 柳の著作は旧字体(正字体)、旧かなづかいによっているが、本稿では印刷の都合上、漢字のみ当用漢字に改めた。

7) 1907(明治40) — 1910(明治43)

8) 陶芸家, 1890(明治23) — 1966(昭和41)

9) 「なぜ琉球に同人一同で出かけるか」, 『月刊民芸』(日本民芸協会) 創刊号昭和14年4月, p. 2, 筑摩書房版全集(以下「全集」と略記する) 第15巻「沖縄の伝統」(以下「第15巻」と略記する) p. 22

10) 同, 『月刊民芸』 創刊号 p. 3, 全集第15巻 p. 23

11) 染色家, 1895(明治28) — 1984(昭和59)

12) 染織家, 1898(明治31) —

といふべき人々多数の出席にて、まづ柳が「琉装と沖繩口の制限や廃止奨励のことほど解せぬことはない」といふ。会衆色めいて詰問する者続出す。大要左の通り。

「……今の琉装と沖繩口についての論には絶対に承服出来ない。私の家では標準語の外は一口も語らぬ様にしてゐる。」

「標準語を十分に語れない沖繩県人が他府県でどんな苦勞をし、出世が後れてゐるか。如何しても、標準語を徹底して、後れぬ様にしなければならぬ。」

「われわれ沖繩県人や土地の風俗言語は骨董品ではない。新しい時代にはこんな取のこされたものを捨てて行かねばならぬ。」

「私共今日まで標準語の奨励徹底、琉装の廃止につとめて来た面目上、今日の御説は受取れぬ。」

之等の言葉に対してもっともよく答へたのは河井だ。

「われわれは何も標準語を止めろといつてゐるのではない。之は徹底的に習得なさるがよろしい。しかし、その為は何故沖繩口を廃止しなければならないのか。大和言葉を今日、もっともよく保存して、古語の研究に生きた材料を供し、語るに美しいこの言葉を何故捨てねばならないのか。」

一体、こちらの方々は言葉や風俗を無暗に卑下されて居るのは齒がゆい。見られよ、東北のずーずー一弁の人が卑下したり、薩摩の人が卑下してゐるか。この素晴らしい風俗言語を有つ琉球の何を卑下するのか。

皆様は何もかも頭丈で考へてをられるのではないか。民族主義といふ事にしても之を實際に置きかへて地方といふものを真に生かすより外は觀念に終るではないか。

北海道から琉球までどの食堂に入つて見ても、卵丼と天丼と親子丼とライスカレイと皆一様の献立だ。そんな統一が何が面白い。土地が生きてこそ料理がある。地方が生きてこそ民族の生命がある。」<sup>13)</sup>

このやりとりが論争の発端であつた。この場はこれで終つたが、柳一行の

---

13) 『月刊民芸』昭和14年8月号, p. 52

第3回の訪沖の際、議論は再燃することになる。

## (2) 沖縄県学務部声明

『月刊民芸』は昭和15年3月号が「日本文化と琉球の問題」、同年11月・12月合併号が「沖縄言語問題」の特輯号となっている。論争の経過はこれらの号、ならびに同年4月、5月、8月号等によりたどることができる。以下これらの資料にもとづき経過を略述する。

昭和15年1月7日、那覇市公会堂に於て、沖縄観光協会と郷土協会の主催による座談会が開かれた。そこに出席した式場の手記によると、

「私(式場)は……標準語奨励も……永い年月に土地にしみこんだ言葉がさう簡単に消せるものではない。殊に日本で最も美しく、古格のある沖縄の方言はむしろ保存に努力すべきである。標準語普及の必要はいふまでもないがそのために地方語を軽蔑したり絶滅しようとする運動には賛成できないと述べた。

……この時、山内警察部長は、県の立場としてわれわれの意見に答へたいといふ前提のもとに、次のやうに述べられた。——標準語運動は県の大方針として、もっと徹底的にやるつもりである。沖縄は特殊な事情のある所で他県の方言とは違ふ。標準語の普及は県政の上からも刻下の急務である。観光客が一時的の興味から方言をよろこび、それを保存しろなどと云はれては困る。県の方針に協力して貰ひたい。……と結んだ。

柳氏は立って、標準語奨励は県民に卑下の感を与へ、むしろ有害である。沖縄の人々は立派に現代語を話してゐる。東北の人達よりもずっと優れてゐるではないか。標準語の必要はわれわれも認めてゐる。しかし方言といって片付けるにはあまりに意義の深い沖縄語を否定するやうな態度には反対である。もし県があくまでもやらうと云はれるなら、私達はあくまでもこの主張の貫徹に努力する決心である。われわれを一時的の旅行者とみなし、趣味や道楽でこんなことを云つてゐるのだと思はれるのは不満である。われわれは

もっと長い経験と見聞と反省をもってゐる。この主張は一時の思ひつきではない。もっと公正な根拠の上に立ってゐるのだと痛烈に反駁し、例を引き、理をきはめて県の方針が行きすぎであることを説いた。

山内氏は再び立って沖縄の特殊事情を述べ、標準語といふ意味が他県の場合と違ふ、あくまでも徹底させねばならぬ。それには少し位行きすぎた態度をとらねば駄目だといってゆづらなかつた。かくて柳氏と山内氏との間に数回に亘って応酬があり、……こちら側からも柳氏の説を支持する意見が出て、座談会は緊張してきた。沖縄の方でも立って柳氏の説に賛成した人があったが、山内氏に「君までがそんなことではどうする」と叱られたが、ひるまず主張をつづけるといふやうな場面もあった。<sup>14)</sup>とある。

この座談会について、沖縄の代表的3新聞（琉球新報、沖縄朝日、沖縄日報）は翌8日、一斉に報道し、とくに標準語の問題が大きく取扱われた。そして11日、沖縄県学務部は「敢て県民に訴ふ民芸運動に迷ふな」と題する声明書を3紙に同時に発表した。その中には次のような言葉がある。

「標準語普及運動が軌道に乗り漸く物心両面に黎明を見つつある時、一方に於て本運動の進展を阻止するが如き見解を發表する向きもあるが、其の殆んど全部が外来者の阿諛的言辭であつたり、或ひは枝葉末節の方法論であつてもとより取るに足らぬものではあるが、最近或る有力なる民芸家はその特殊な視野より県の標準語奨励は行き過ぎてゐるとか、伝統的な美や特徴を保存するために、或は将来の日本語の標準決定するためにも標準語奨励は考へものだと述べて居らるる様であるが、それは本県振興を衷心念願する者のとらざる所である。<sup>15)</sup>」

この声明によって問題は大きくなり、柳はこれに対して1月14日に「国語問題に関し沖縄県学務部に答ふるの書」を同時に3紙に発表した。この発表に際し、柳の記した手記には次のように述べられている。

14) 『月刊民芸』昭和15年3月号, pp. 6-7

15) 同, p. 21

「県の学務部の声明書が突如として三種の新聞に同時に公表されたので、問題が大きくなった。学務部と云ふ公の相手なら、一文を書いて報いたい考へを起した。さうして此の声明書こそは私達の思想を発表する又とない好機会を与へてくれた。もしさう云ふ大げさな公開文が出なかつたら、私も筆を執る気にはなれなかつたらうし、又問題は大きくならずに済んだであらう。学務部がどうしてあゝ迄あわてゝ声明書を出す心要があつたのか、一寸私共には分りかねた。のみならず標準語奨励に吾々は反対してゐないのだから、尚おかしく思へた。よく吾々の思想を考へもせず、あゝ云ふ声明書を出したのは藪蛇であつたと云ふより外にない。お蔭で私達は県の態度のあきたらぬ点を指摘する機会を得、多くの賛同者を得るに至つたのは望外の幸福であつた。<sup>16)</sup>」

「私達が県の態度に不服を感じるのは標準語奨励と共に地方語への尊敬を示してくれない点である。私共の主張は標準語を奨励すると共に沖縄語をも尊べと云ふにある。それをどう勘違ひしたのか、吾々が標準語奨励に真向から反対でもしてゐるかの如く思ひ込んで了つたことである。私共はそんな野暮な非常識な考へを有つてはゐない。只沖縄語は日本語として極めて価値の多いものであるから、標準語と同時にそれを尊重する念を学務部が進んで県民に植ゑつける可きだと考へるのである。それに標準語の方は必要上誰も勉強せざるを得ないであらう。所が沖縄語の方は寧ろ衰退する恐れが多い。一地方がその土語を稀薄にすることは、地方精神の振興を助けない。自信のある地方民は其の土語に誇りを有つものである。かう云ふ誇りが起る時こそ、沖縄県民の存在は高揚される。沖縄語の存在に冷淡であつて、只標準語だけを励行させる態度は県民を却て萎縮させる。一日も早く標準語に変へるのは県民自身の要望だと説く者があるが、若し県民に自信が生じたらおそらくそんなことは云はないだらう。<sup>17)</sup>」

「沖縄語を愛しない沖縄人があるなら、いくぢのない人間たるを意味する。

16) 同, p. 12, 全集第15巻 p. 594

17) 同, p. 13, 全集第15巻 p. 595

県民は須らく公用語としての標準語と共に母語としての沖縄語を親愛すべきだと云ふのが吾々の信念である。<sup>18)</sup>」

### (3) 「沖縄県学務部に答ふるの書」

柳は沖縄県学務部に対するこの反駁文において、次のように主張する。

「標準語も沖縄語も共に日本の国語である。一方が中央語たるに對し、一方は地方語である。是等二つのものは常に密接な關係を有し、国語として共に尊重せらる可きであると云ふのが吾々の見解である。

吾々は未だ嘗て中央語たる標準語が地方にとって不必要であると述べたことはない。それが公用語として如何に大切であるかは寧ろ常識に属する。たとへ地方を異にすると、凡ての日本人が共有の一用語を有することは至大な幸福である。それ故凡ての地方人は須らく標準語を学ばねばならぬ。之をよく習得することは日本国民としての悦ばしい任務である。此のことに何の疑ひがあらうか。

だが同時に之が地方語への閑却となり、やゝもすれば侮蔑となり、抑圧となるなら大きな誤りである。地方語も又国語の大切な一要素であるのを忘れてはならぬ。云ふ迄もなく地方語の発生は其の土地の特殊なる自然と歴史とを背景とする。言語は民族の精神、人情、習慣、引いては文学、音楽等と密接にして必然な結縁を有する。かくして地方の文化性は最も如実に其の用語に表現される。地方語の微弱は地方的文化の微弱を意味する。偉大なる地方は常に其の土語に於て偉大なる生活を有ち、文学を有ち、音楽を有つ。若し日本が地方語を有たない日本であるとするなら、如何に特色の少ない日本と化するであらう。仮りに世界の用語がエスペラントのみとなつたとしたら、如何に世界の文学は単調なものに陥るであらう。丁度世界の文化に對し、日本語の存在が意義ある如く、日本の文化に對し地方語は其の存在理由を充分

---

18) 同上

に有する。吾々は公用語としての標準語も、地方語としての沖縄語も共に大切な日本の国語であると云ふことをゆめ忘れてはならぬ。<sup>19)</sup>

「併し県の当事者は果して吾々の如く沖縄語への敬念を抱いてゐるであらうか。又地方語の価値を認識してゐるであらうか。不幸にも学務部から此の点に関する真摯なる見解を、言論を通し、文筆を通し、未だ充分に聞くことが出来ぬ。然も標準語の奨励運動を省ると、ややもすれば一方に沖縄語の価値を説くのを忘れてゐる如き感を抱かざるを得ないのである。諸学校に貼附された「一家揃って標準語」と云ふが如き言葉は、明かに行き過ぎではないだらうか。何故一家団欒の時、沖縄口を用ゐてはいけないのであるか。あの敬愛すべき老祖父と老祖母とが傍らにゐるのを無視していいだらうか。地方人は地方語を用ひる時始めて真に自由なのである。公用の場合は標準語を使ひ、私用の場合は土語を楽しむ。之をこそ言語の妙用と云ふ可きではないだらうか。一家揃って標準語を用ゐずば、標準語が出来なくなると云ふのであるか。私達はそれを詭弁であると考へる。なぜなら今現に標準語を流暢に話し得る大部分の沖縄人は、家庭に於て方言を用ゐつゝ育つた人達である。人間は一語より出来ないやうな無能力者ではない。否、東京に生れた私達は地方語を有たないことを物足りなくさへ感じる。美しい八重山の歌等を聞く時、生涯一つの民謡をすら恵まれぬ都会生活の欠陥を、まざまざと見る想ひがする。標準語と沖縄語とを共に用ゐる得る沖縄県人を讃美する。沖縄に生れて標準語より使へないやうな沖縄県人を私達は尊重しない。

敢て県の学務部に問ふ。何如他府県に於て行はれない標準語奨励の運動を、沖縄県にのみ行ふのであるか。此のことは外来の私達から見ると極めて不自然に見える。之は私達にすら何か沖縄県民を特殊扱ひにしてゐる感じを与へる。況や県民の微妙な心に屈辱の思ひを与へないだらうか。何か沖縄の言語を野蛮視してゐるきらひがないだらうか。何か優越感を以て標準語を強要する如き風がないだらうか。私達はひそかにそれを心配する。

19) 同, p. 23, 全集第15巻 p. 149, 春秋社版選集(以下「選集」と略記する)第5巻「沖縄の人文」(以下「第5巻」と略記する) pp. 93-95

併し当事者の弁明は常にそれが沖縄県民自身の声であり、要望であると告げる。果してさうであらうか。実際幾許かの県民は早く琉語を廃して、標準語一式に変へる日を望んでゐるであらう。併しそれが果して県民の総意を代表する意向であらうか。例へば学務部社会課主事吉田嗣延氏の思想を、県民の代表的なる見解と考へていゝのか。私は甚だそれを疑ふ。私達が理解して来た県民の多くは決してかくの如き意見を抱懐しない。想ふに吉田氏の如きは丁度明治大正の過渡期に欧米文化に誘はれて、西洋人に対し屈辱の態度を示した一部の日本人と類を一にする。県民は須らく同氏の如き自信なき地方人であつてはならぬ。

私は重ねて当事者に問ふ。諸氏が他府県の学務部に転任する時、果して標準語奨励運動を起す勇氣があるか。沖縄県だけに其の必要があつて、他府県には必要がないと云ふであらうか。私達は之に対する諸氏の明答を得たい。何故なら他府県に於ては、地方語は依然として常用語となつてゐるからである。京都人は京都弁を使ふ。学校の生徒は平気で使ふ。誰も咎めはしない。大阪人は大阪弁を容赦なく使ふ。学校の先生は教壇に於てすら使ふ。鹿児島県人は鹿児島弁を今も盛に使ふ。否、自慢顔に使ふ。岩手県人は甚しい土語を使ふ。小学校の先生と生徒とは私達には殆んど分らぬ方言を以て互に親密に語り合ふ。東京に近い茨城県人は臆面もなく尻上りの語調を使ふ。だがそれ等の一切の他府県の教室には「一家揃つて標準語」と云ふ貼紙を見ない。如何なる地方に旅するとも乗合自動車に「家毎戸毎に標準語」と云ふ貼符を見ない。何故日本の本土に於てかくも自由に方言が用ひられてゐるのに、沖縄県ばかりが、ひたむきになつて標準語を奨励しなければならないのか。何故家庭に於て其の土地の母語を用ひてはいけないのか。どうしてかくすることが望ましくないのであるか。<sup>20)</sup>

「他府県の激しい土語に対しては何等の大がかりな運動を起さず、最も結果の優れてゐる此の県だけを更に特別扱ひにするのは如何なる根拠に依るので

---

20) 同, pp. 24—26, 全集第15巻 pp. 150—152, 選集第5巻 pp. 97—100

あろうか。かゝる道が県民の精神を振興せしめる所以であらうか。<sup>21)</sup>」

「県民よ、再び云ふ。標準語を勉強せよ。されど同時に諸氏自身の所有である母語を振興せしめよ。それは必ずや諸君を確信ある存在に導くであらう。諸君は日本国民として不必要な遠慮に墮してはならぬ。県人よ、沖縄県民たることを誇りとせられよ。<sup>22)</sup>」

後年、柳は当時のことを次のように述懐している。

「私共が那覇に滞在した砌り、忘れ難い出来事が突如として起った。それは沖縄語に関する県当局の見解と吾々のそれとの確然とした対立であった。問題の中心は次の簡単なことに帰着する。県庁が指令を発して、県民に方言の使用を中止させ、只標準語をのみ採用せよと強ひたのに対し、吾々は標準語と共に方言をも尊重せよと主張したことによる。而も日本の方言としての沖縄語の価値を認識されんことを求めたのである。誰も知る通り、沖縄語は本土の古語を最もよく保存してゐる日本の一地方語であつて、その抹殺が如何に不條理であるかを述べたのである。吾々はもとより標準語の学習が大に必要であることをも共に述べたのであるが、何を思ひ誤つてか、偶々県当局より公開状が発せられ、吾々の考へが標準語を否定する暴論として非難されるに至つた。止むなく私共も又公開状を新聞紙上に発し、激しい論争となり、かくして遂にその波紋は内地の論壇にも及んだ。そのため私は危険思想を持つ者と考へられ、禁止区域を撮影したといふ名目で、遂に拘引され、裁判所に於て数度の訊問を受けるに至つた。……結局は起訴猶予といふことでけりがついたが、この事件は一層沖縄県人に私達を近づかせ、この言語問題ばかりは、実に私達の沖縄に渡つた使命を一層輝かしめる機縁となつたのであるから、何が幸ひであるか分らぬ。離島の際、県民から盛大な感謝会が催されたことは今も忘れられぬ。<sup>23)</sup>」

21) 同、p. 26, 全集第15巻 p. 153, 選集第5巻, p. 101

22) 同、p. 27, 全集第15巻 p. 154, 選集第5巻, p. 103

23) 選集第5巻序(昭和29年6月1日), 全集第15巻 pp. 471—472, 選集第5巻 pp. 3—5

#### (4) 波 紋

この論争に対して、寿岳文章<sup>24)</sup>氏は『月刊民芸』昭和15年3月号で次のように述べている。

「標準語の普及は、方言の絶滅を意図するものであってはならないし、よし意図しても方言は絶対に滅びない。なぜ滅びないか。方言には旺んな生命があり、それ自身のうちに自己を表現するたくましい本能を持ってゐるからである。<sup>25)</sup>」

「(沖縄) 県学務部では折角標準語の普及に力を入れてゐるのに矢鱈と沖縄口を讃美されるのは迷惑だと言ふにあるらしい。……当面の問題だけでも、どんなに県学務部の人達の考へが言語学的に見て謬つてゐるかを指摘要約しておかう。

(一) 県学務部の意図が、沖縄の方言を廃止し、代ふるに<sup>ぬえ</sup>蕩的な標準語を以てしようとするにあるなら、それは言語の本質をわきまへぬ愚劣な考え方であること、……明かであらう。

(二) しかし人間には、間違ひだと分つてゐても、一旦言ひ出した手前無理を押し通さうとする厄介な癖が往々にして見出される。……県学務部が、県民の欲すると欲せざるとに拘らず、言語活動の法則に背を向けてゐるにも拘らず、頬かむりを押通してどこまでも沖縄口の廃止に猪突されるならそれもやむを得ない。が私は断言する。いかに県学務部が懸命に沖縄方言の絶滅を企てても、沖縄方言は決して亡びないであらう、と。沖縄口には生命があり、愛があり、伝統があり、人情がある。しかし県学務部の態度にはそれが無い。生命あるものは栄え、生命なきものは衰へる。方言は学務当局のイデオロギイよりも遙かに根強い存在であることを、智慧ある者は知るであらう。

(三) もし県学務部の意図が、沖縄方言の絶滅にあるのではなく、ただ県民

---

24) 英文学者、1900(明治33) —

25) 「標準語と方言——沖縄口問題に関して」『月刊民芸』昭和15年3月号 p. 86、寿岳文章『柳宗悦と共に』、集英社、昭和55年 p. 164

があまりにも標準語を知らなさすぎるから、それを奨励するにすぎないと言ふのなら、それは全く言語教育の実際とうい取り越し苦勞であることを明言する。……沖縄人の所謂標準語をあやつる能力は他県人にまさるとも劣らない。

(四) 柳さんの答弁を読むと、県学務部の人達は美しい沖縄方言の価値を充分認識してゐないかのやうにも受取られるが、これは県学務部の名誉のために、柳さんの杞憂だと解しておく方がよからう。郷土の言葉に愛着を持たず、先祖伝来の言葉に敬念を抱かないやうな不埒者が仮にも県の文教を司る学務部にゐる筈はない。勿論県学務部の人々は沖縄語の美しさを十分に知つてゐるであらう。<sup>26)</sup>

また萩原朔太郎<sup>27)</sup>は同誌同号で次のようにいう。

「琉球に於ける、県当局者の官吏たちは、政治上の意味に於て、特に琉球を中央化する事を急務として居ると思ひます。それは琉球が今日尚濃厚にその特殊な郷土色を保存し、したがつてまた琉球人自身が、内地人と孤立した自意識をもつてゐることも想像されます。特に他県下とちがつて、琉球はもと支那の統治下にあつた関係もあるので、政治上の見地に於ては、琉球の中央化といふことが、統治上に最も必要されてゐると思ひます。そしてこの目的から、多少行き過ぎる程過激的に、標準語の使用を強制するのだと思ひます。

要するにこの問題は、政治上の見地と文化上の見地に於ける、意見の衝突に関するものだと思はれます。言葉を代へて言へば、功利主義の立場にある人々の思想と、美を愛する文化主義の人々との間に於ける、絶対的なる意見の衝突です。したがつて両者の間には、到底妥協の余地がなく、柳氏の主張のやうに立会演説をしたところで、解決のつく見込みはないでせう。要は政治を文化の上に置くか、文化を政治の上に置くかといふ結論になりますが、小生自身の趣味から言へば、もちろん琉球固有の地方文化を、国宝として保存したいのは山々です。とにかくこの問題は、単なる一地方の小事件でなく、

26) 同, pp. 87—88, 『柳宗悦と共に』 pp. 166—167

27) 詩人, 1886 (明治19) —1942 (昭和17)

実に文化の根本的な本質に関係してゐるところの、すこぶる重大な問題だと存じます。<sup>28)</sup>」

そして同誌同年4月号では、武者小路実篤<sup>29)</sup>が次のように述べている。

「柳もくりかへし言つてゐるが、標準語奨励は賛成してゐるのだから、大事な處では議論する必要はないのだと思ふ。たゞ県当局の方針を正面から反対されたので、体面上から言つても反対しないわけにはゆかなくなり、今更引こめるわけにはゆかなくなり、無理押しが必要になつたのだと思ふ。

さうならない内に当局の人が標準語を教へることの必要と困難な事情を、一番深い理由までかくさずに、県民の性質や、生活の奥底にふれた問題まで話しあひ、かく宣伝してやつと實際的に効果が上り出したので、やりすぎのやうな處もあり、實際県民には気の毒だが、沖縄の土語は決してなくなる心配はないから、今暫らく、この問題にはふれないでもらひたい、いろいろこみ入つた厄介な理由もあるのだからと事情をすっかり話したら、柳の方も理解したらうと思ふ。そして少し手加減をしてもらひ、あまりひどい方法はとらないやうにしてもらふやうにたのむ位で、話をついたのだと思ふ。<sup>30)</sup>」

「一体僕は奨励したり、教育したりすることは賛成だが、禁ずる方は余程注意すべきだと思つてゐる。標準語を知らないと困る事実があるなら、自づと標準語を覚えるだらうと思ふ。その必要のない人まで強制するのは気の毒である。効果を早くあげたいために無理をすることは県民に気の毒である。

「なるべく標準語をつかふやうに」位の奨励で子供を教育してゆく程度でいゝのではないかと思ふ。

しかし政治をとる人は県民に信用を得なければならない位置にゐるのだから、ポスターなどをつくつて、大いに宣伝し、もう一息で自分達の苦心が報いられると思つた時、外来者が来て、いきなりその方針を頭からやつけるのでは、県の学務部が相当腹を立て、つい余計なことまで言ひたくなるのは人

28) 「為政者と文化」、『月刊民芸』昭和15年3月号 p. 90

29) 小説家、1885(明治18) — 1976(昭和51)

30) 「県の方針はどの程度か」、『月刊民芸』昭和15年4月号 p. 34

情としても無理がないし、方針の上から言っても無理はないと思ふが、しかし柳達が出て来ず、黙ってゐたら県民は実際、気楽に方言がつかへなくなり、家庭内まで面白くなり、日本人でないやうな感じを持つやうなことにならないとも限らない。之をいゝきっかけとして、標準語を益々公けの場所では奨励すると共に、家庭その他、私的な交際では安心して方言をたのしく語り合へるやうにしたらいゝのだと思ふ。方言を尊敬しないことは県民を尊敬しないことである。<sup>31)</sup>

さらに同紙同年5月号には「その後の琉球問題」と題する記事があり、同年3月以来各方面で発表されたさまざまな意見が収録されている。その中で、清水幾太郎<sup>32)</sup>氏の所論は次のようなものである。

「沖縄県が特殊な事情の下に立つのは、恐らく過去に於けるその政治的な運命に依るものである。そこに標準語励行の政策が採用される理由があり、且つ現在の日本の国家的事情が自らこれを強化せしめてゐるのであらう。これは不可避的な必然的な現象である。また標準語の励行が効果を収めるためには、方言が多かれ少かれ軽蔑されて行くことも、実際の問題として殆ど避け難いところである。<sup>33)</sup>

「一方に立ってゐるのは文化の高い要求であり、他方に立ってゐるのは政治と経済の動かし難い必要である。前者の眼は遠く放たれてをるのに反し、後者の眼は眼前の問題の解決に向けられてゐる。論争が到底結着を見ないのは言はずして明かである。二つの問題が決して無縁ではないとしても、両者を真に結合し得る人は超凡の力量を持つものでなければならず、而も深く銘記すべきは、如何なる文化の要求と雖も、日常の身近なる問題の解決と結びつくことなくしては終にこれを充すことが出来ぬといふ点である。換言すれば琉球文化及び言語の保存と活用とはこれを単に文化の問題として取扱ふ限り、決して解くことが出来ないであらう。<sup>34)</sup>

31) 同, pp. 34—35

32) 社会学者, 1907 (明治40) —

33) 『東京朝日新聞』昭和15年3月27日, 『月刊民芸』昭和15年5月号 p. 5

34) 同, 『月刊民芸』 p. 6

これに対し、編集部は次のように反論する。

「この清水氏の所論のなかで、われわれのもっとも不満におもふのは、一体評論とはなにかといふ本質的な問題である。清水氏の所論は単に文化と現実乃至政策的なものとは、相入れがたいものとして、そのふたつを峻別してゐるのみである。評論とは、はたしてそんなものなのだらうか。評論とは逆に現実と理想とを総合して、より高次の立場において批判することではないか。

つまり、われわれの主張と県当局との意見を理想と現実の区別においてみるのではなしに、われわれがひとつの理想をもって、沖縄で仕事したその現実の成果に対する批判こそ、のぞましいのではないか。

清水氏に対する結論をこゝにのべれば、結局清水氏が今回の批判の対象とされたものよりも、われわれは現実において一歩先んじてゐたといふ事実である。<sup>35)</sup>」

#### (5) 第二次沖縄県学務部声明

昭和15年6月25日、沖縄県学務部は『琉球新報』、『沖縄朝日』、『沖縄日報』、『大阪朝日』、『大阪毎日』各紙に「再び標準語問題に就いて柳氏に与ふ」と題する声明書を掲載した。また同時にこの声明書は柳にあてて郵送された。この中では次のように述べられている。

「今日に至るまで県は別紙「標準語励行県民運動要項」に依って本運動の実践に当ってゐるのでありまして、市町村長、学校長、各種団体長等の会議に於て常に充分説明してゐる次第であります。右「要項」の何処に貴下の云はるゝ「圧迫的態度」がありますか。

本県に於ける標準語励行は已に随分長い間の歴史を持って居り、之が方策に関しては幾多の迂余曲折を辿って今日に至り、各方面より忌憚なき批判を受け、充分に熟してゐる次第でありまして、貴下が云はるゝ如き諸点は遠き

---

35) 『月刊民芸』昭和15年5月号 pp. 6—7

過去に於て已に検討し尽されてゐるのであります。<sup>36)</sup>」

「要するに貴下は最初標準語につき絶対的反対論を唱へ乍ら後に豹変して奨励方法につき反対と称して虚構の事実を挙げられてゐるのであります。

吾々は貴下の軽薄さと陋劣さに驚歎致して少からず失望を感じたのであります。苟くも学究として世に立たれる程の人は観察研究の正確公正と論議発表の責任感を持して貰ひたいものであります。<sup>37)</sup>」

ここで具体的に問題になっているのは「方言札」である。すなわち、「一人の児童が誤って沖繩語を口にすれば、直ちに方言札といふ如き札を手渡され、次の方言者を発見するまでは、前の方言者はその責任を逃れ得ないといふ如き、正に郷土文化を蔑視するやうな方法が、果してゆるさされていいのか<sup>38)</sup>」という柳の指摘についてである。これに対して第二次声明はいう。

「県当局は嘗て斯る制度を決定したこともなければ奨励したこともないのであります。県当局は各市町村、各学校、各種団体について本問題に関する十分の調査を行つて来たのであるが、三百の中小、青年学校中、方言札の制度を採用してゐるのは那覇市並に国頭郡に於ける二小学校のみであり、それも学校自体の発意に依る自発的態度に出発したる一時的なものであったのであります。<sup>39)</sup>」

しかし民芸協会は次のように指摘する。

「かの問題となつた方言札のごときも、那覇の一小学校においては、ここ数年來かゝる方言札の使用を断つてゐたのであるが、実にこの度の標準語励行運動の強化によって、昨年四月よりまた復活されたのであった。あるひはまた児童が方言で道路などに遊んでゐる時、小学校の先生がとほると、口をふさいで語らない子供があり、あるひは逃げ出してしまふものさへあるといふ。

---

36) 『月刊民芸』昭和15年11・12月合併号 p. 35

37) 同上

38) 『東京朝日新聞』昭和15年6月1日、「沖繩問題に関する所信」(昭和15年6月28日執筆、『新潮』同年8月号掲載)所収。『月刊民芸』昭和15年11・12月合併号 p. 30, 全集第15巻 p. 169

39) 『月刊民芸』昭和15年11・12月合併号 p. 35

何か郷土の言葉を使用することを、道徳的にわるいことでもしたやうに印象づけられてゐるのである。また、本年三月、一中等学校の入学試験においては、公然と『方言するのは何故悪いか』といふごとき課題がだされてゐるのである。<sup>40)</sup>

この入試課題については、同じく『月刊民芸』昭和15年11・12月合併号中の「沖縄県の標準語励行の現況（田中俊雄）」という記事の中で次のように述べられている。

「おそらく、全国の中高等学校の入学試験において、日本自分の郷土の言葉を使用することが何故悪いかといふごとき、課題をだす学校は沖縄のこの学校<sup>41)</sup>をのぞいて皆無といつていゝであらう。標準語励行は何故なすべきかといふ質問なら他にもあり、われわれにも納得できるのであるが、これは郷土の言葉を使用することの悪い原因をあげることができなければ、落第もしかねないのである。現在沖縄が行つてゐる標準語励行の強化一方の方策には、こゝに明らかに行きすぎた実例が、一部に結果として存在することを、われわれはみとめざるを得ないのである。<sup>42)</sup>

この記事の中には、第二次声明にある「要項」の一部が転載されている。その中の「学校ニ於ケル実施事項」は次の通りである。

- 1 標準語励行計画樹立
- 2 各学年（各学級）実施案制定
- 3 標準語励行会ノ組織（現存ノ生徒自治会等）ヲ利用スルモ可
- 4 職員ヲ以テ督励委員、生徒児童ヲ以テ督励係ノ設置及協議会ノ開催
- 5 生徒、児童校外生活訓練ノ徹底
- 6 生徒、児童ノ読書力ノ涵養及発表会ノ開催
- 7 成績良好ナル学年、学級及個人又ハ家庭等ノ表彰
- 8 保護者会、父兄会、母姉会等ヲ開催シテ趣旨ノ徹底ヲ期スルト共ニ各家

---

40) 「沖縄問題に対する意見書」、同、p. 5

41) 県立農林学校

42) 『月刊民芸』昭和15年11・12月合併号 p. 70

- 庭ニ迄浸透セシムル様適当ナル方法ノ講究  
 9 男女青年団其他各種団体及一般社会トノ密接ナル連携  
 10隣校ト連携シテ相互督励ノ実施  
 11学校、学年、学級ニ特別ノ表簿ヲ設ケテ実行ノ記録  
 12毎月一回学級主任（学級担任）ハ学校長ニ、学校長ハ毎年十二月末日迄  
 ニ学務部長ニ実施状況ノ報告  
 13其ノ他必要ナル事項<sup>43)</sup>

#### (6) 「敢て学務部の責任を問ふ」

上述の第二次声明に対して、柳は 8 月 2 日付『琉球新報』に「敢て学務部の責任を問ふ」と題する反駁文を発表した。この時期柳は 4 回目の沖縄訪問中であつた。この反駁文の中で柳はいう。

「声明書は直接私宛にも郵送せられたので、折り返し学務部に次のことを質問し回答を送られたき旨手紙を出した。其の要旨は私が何時標準語の絶対的反対論者たりしことがあるか、十分な理由をお示し願ひたいと云ふ要求であつた。私は此の手紙に私の今までの立論をしめす明確な文献を添へて提出した。併し学務部からは一語の返事もなかつた。

越えて今回来島せるに際し、親しく御面会の上御懇談致し度き旨、学務部長宛私信を出したが、再び一語の挨拶も得ることが出来なかつた。此のことは私共に一段と不明瞭な感を与へた。己れが正しくば何ぞ私共を怖れる必要があらう。<sup>44)</sup>

「県学務部の今次の声明に於て「急転」とか「豹変」とか「転回又転回」等と私を誇るが、いつ私が説を変えたことがあらうか。<sup>45)</sup>

「私達が反対するのは標準語奨励其のものでは決してなく、かゝる誤った手

43) 同, p. 68

44) 同, p. 37, 全集第15巻 pp. 186—187

45) 同, p. 38, 全集第15巻 p. 188

段、即ち方言を軽視し、引いては沖縄人に沖縄語が排斥さる可き種類の言語だと云ふ印象を与へることに反対するのである。標準語をも沖縄語をも共に大切にせよと云ふのが吾々の主張である。

……私は最初から標準語普及の必要を説くことを忘れなかつた者である。然るに私を目して之に絶対的の反対を称へた者となし、あまつさへ其の独断の上に立って私を軽薄にして陋劣な豹変漢であると云つて罵倒する。

大体県民に範を垂れる可き学務部が、充分相手の論旨をよく閲読もせず、独断的判断の上に立ち公開文を以て個人を非謗する如きは誠に県当局の爲遺憾此の上ないことと云はねばならぬ。恐らく県庁が今迄発表せられた声明書のうち、最も軽卒な又貧相なものとして永久に回顧せらるゝであらう。私を批評した言葉は其のまゝ学務部に返上さる可きではないだらうか。「苟くも学務部と云はるゝ程のものは観察研究の正確公正と論議発表の責任感とを持して貰ひたいものである。」

過ちを改むるに憚る必要はない。学務部は男らしくあっさり私に対する故なき非謗を取り消さる可きである。さう云ふ誠実な勇気を有つ学務部であることを私は切望する。私の質問に対し回答を拒避する如き卑怯な振舞ひがあつてはならぬ。希くは堂々と天下に恥ぢざる態度を余及公衆の前に示されんことを。

因に云ふ、私共の如く琉球文化の再認識と其の高揚とに努力する者を県当局に進んで活用さる可きである。徒らに小我に墮して個人を罵倒する如きは憎みても余りある狹隘な態度である。県民の師表たる可き位置にある為政者は、須らく大なる雅量と誠意と賢明さとを示さねばならぬ。学務部よ、常に偉大にして公明なる学務部たれ。<sup>46)</sup>」

---

46) 同, p. 39, 全集第15巻 pp. 189—190

## (7) 知事との会見

上の柳の文中にある通り、柳は学務部長にあてた手紙の返事を受け取ることができなかった。そこで彼は知事に手紙を出し、8月2日に知事と会見した。そのときの様子は次のように記されている。

知事 「貴方の考へは標準語を奨励すると共に、方言をも尊べと云っておられる。」

柳 「その通りです。」

知事 「ですから、標準語だけを賛成しておられるのではないのです。」

柳 「ですが、一方に標準語奨励に賛成をしてゐることを貴方も認めておられるのではないか。それなのに学務部の声明書は私がそれに絶対反対論者だと主張されてゐるが、其の矛盾はどうか。」

知事 「其の言葉は私自身が書いたものでないから、どう云ふ意味あひで書いたか、其の内容を詳しく説明することは出来ない。」

柳 「併し県の公開文は長官の許可なくしては出せないと思ふが、さう云ふ公開文の用語に責任を持たれないのか。」

知事 「自分は責任をもたない。私が書いたものでないから、責任のもちようがない。」

柳 「それなら学務部長の責任と考へていゝか。」

知事 「部長も或は自身で書いたのではないかもしれぬから、責任を以て説明し得るかどうか私は知らない。」

柳 「それなら、声明書を書いた人に直接お尋ねしたいのです。」

知事 「誰が書いたのか私は知らない。」

柳 「併し学務部の捺印を有った公開文は他の人が書いたとしても、部長が責任を負ふ可きではないのですか。目を通され、之でよろしいと云ふので、発表されたのではないのですか。」

知事 「部長に聞いて見られたらいいでせう。」

柳 「会見を申し込んでも返事がないので、お逢ひ出来ないでゐるのです。」

- 知事 「逢ふなと云ったのは実は私だ。会って議論した所で仕様がなから、さう云ったのだ。」
- 柳 「併し学務部の声明書に対する質問は部長に伺ふより仕様ないではないか。」
- 知事 「訪ねたらいいでせう。但し会ふか会はぬかは部長の自由意志だ。<sup>47)</sup>」
- 知事 「大体貴方がたのお考へは、一方に共通語として標準語の奨励に賛成し、私用語としては方言を使つても差支へないと云ふ、云はば両語併用論者のやうですが。」
- 柳 「正にその通りです。」
- 知事 「それは県の大方針にもとる考へなのです。外に於ても内に於ても標準語を使ふやうにさせるのが方針なのです。」
- 柳 「それなら将来方言を止めさせ、標準語一式に換えようと云ふ御方針なのですか。」
- 知事 「さうです。家で方言を使つてゐるやうでは標準語は上達しません。……」
- 柳 「それなら方言を廃止させる意向なのですか。」
- 知事 「さうです。標準語に更へぬ限り此の県の発展はありません。現に徴兵検査の折など未だに正しく言葉の使へぬものがあつて笑話になる位です。」
- 柳 「ですから、標準語の普及を盛にする事に吾々は賛成してゐるのです。併し標準語と方言とを両方上手に用ひて差支へないと思ひますが、……」
- 知事 「併し此県の事情を他県と同一に見てはこまるのです。此の県は日清戦争の時でも支那につかうとした人がゐた位です。」
- 柳 「ですが、沖縄の言葉は純粹に日本語系の方言ではありませんか。」

---

47) 同, p. 40, 全集第15巻 pp. 598—599

知事 「とも角、県の方針はきまっておりますので、それに協力して邪魔しないやうにお希ひしたいのです。県と議論をなさるやうな事は御注意希ひたいのです。」

柳 「いや、今迄の論争で吾々の方から県へ議論をもちだしたことは一度もありません。県から吾々に挑戦するので、いつもお答へしているに過ぎません。声明書は二度とも県から先に発せられたものです。さう云ふことが無かったら私共も、公開文を出す機縁をもたなかったでせう。<sup>48)</sup>」

#### (8) 「琉球文化の再認識に就て」

昭和15年9月1日発行の雑誌『科学ペン』には、柳の「琉球文化の再認識に就て」と題する論文が掲載された。副題は「沖縄県知事に呈するの書」となっている。この中で柳はいう。

「琉球が余りにも貧相な場所だと云ふ評価は、あの陰鬱な気持を多くの官吏に与へつゝある最大の原因ではないだらうか。役人が沖縄県に赴任することは屢々左遷の意味さへあるのである。見送る者は誰も同情する。満足と歓喜との情を以て此の島に赴任した官吏が何人ゐたであらうか。中には少なからぬ興味と希望とをもって渡島する人があらう。併し多くは二三年を経ずして転任して了ふ。県民に親しさを感じた頃ここを去らねばならないことは、県のため甚だ惜しい。だが就任する多くの者は一日も早く転任の日を夢みてゐるのである。沖縄を去ることは榮転を意味することが多いからである。之は不幸な現実の心理である。県民は沖縄で長く仕事をすることを心から悦ばない多くの為政者の許に統治を受けねばならない。六十万の同胞の為に、是等のことより不幸なことがあらうか。何がかくさせてゐるのであるか。琉球が文化価値に於て極めて富裕な県であると云ふ認識が乏しいことに起因してゐる

---

48) 同, p. 41, 全集第15巻 pp. 599—600

るのではないだろうか。主として貧窮な面からのみ観察せられてゐるからではないだろうか。琉球は多くの官吏から嫌はれてゐる琉球なのである。よき場合に於てすら、たかだか同情されてゐる琉球である。為す可き仕事が欠乏した面への救済に注がれるのは当然である。凡てよい志によって為されてゐるとしても、それは琉球への尊敬から来てゐるのではない。寧ろ憐愍から来てゐるのである。<sup>49)</sup>」

「沖繩語を否定し、標準語のみを強要する如きは、其の理解に本質的誤謬があらう。沖繩語が日本の地方語として歴史的に最も価値あるものであると云ふ認識を植ゑつけ、其の上に立つて共通語としての標準語を奨励す可きであらう。標準語の奨励に沖繩語への侮蔑が伴ふのは不必要である。故郷の言葉に屈辱的取扱ひをしむけ中央語のみを強要する如きは、琉球文化に対する否定的消極的態度を出ない。それは決して県民の精神を高揚せしめる所以とはならない。況んや沖繩語が日本の古語を数多く保有する随一の地方語たるに於て尚更である。而も日本の何処の土地の方言が沖繩の如く崇高なる散文と詩歌とを持ち合せてゐるであらうか。県庁は卒先して県民に沖繩語が日本語の最も価値ある地方語であると云ふ誇りを与へねばならぬ。それを肯定し、而も共通語の必要を明確に説く可きではないだろうか。<sup>50)</sup>」

「国民精神の振興は地方文化の否定を伴つてはならぬ。強固な地方の集団にして、始めて強固な国家を形成し得るのである。単なる画一的統一は地方を去勢せしむるに過ぎない。日本は活々した地方の統一ある結合でなければならぬ。標準語を学ぶと共に沖繩語を愛せよと叫ぶのは、沖繩の独自性を活かしたいからである。さうして独自の沖繩の存在こそは、日本にとっての此の上ない歓喜である。特色を喪失した死人の如き沖繩があつたとて、日本の何の名誉にならうか。<sup>51)</sup>」

以上が論争の概略である。

---

49) 同, pp. 47—48, 全集第15巻 pp. 178—179, 選集第5巻 pp. 109—110

50) 同, pp. 49—50, 全集第15巻 pp. 182—183, 選集第5巻 p. 117

51) 同, p. 50, 全集第15巻 p. 183, 選集第5巻 pp. 118—119

## (9) 柳の地方文化論

この論争は、柳にしてみれば予想外のできごとであった。彼らの沖縄訪問の当初の目的は沖縄の工芸に関する研究であった。それゆえ柳は第一次学務部声明に対する反駁文執筆に際して、次のように記している。

「尤も私共にとっては標準語問題の如きは末葉のことで、沖縄文化論のごく一部を占むるに過ぎぬ。それ故この問題を長々と論じる気持を有たない。吾々には余りにも常識的な問題に過ぎないからだ。吾々の主眼とする所は、文化価値としての沖縄の存在を重く見たいと云ふ事と、従って県民自らに其の自覚を促すことにある。……標準語と沖縄語との問題の如きは、右の根本問題から派生する僅かな一題材に過ぎないのである。<sup>52)</sup>」

しかし彼にとっては「余りにも常識的な問題」であっても、当時の県庁の幹部には理解されず、約1年にわたって論争が続くことになった。この背景には、当時の県の方針と柳の見解との間の融り、行政的観点と文化論的観点のちがいがあがる。すなわち、挙国一致体制を進める当時の指導層と、地方文化の重要性を説く柳とが、たまたま言語問題をめぐって対立することになったわけである。論点は、標準語の奨励を進めると同時に、沖縄方言を尊重するか否かという、まことに単純なことがらである。この単純なことがらについて、県学務部が2度にわたって声明文を発表したことこそが、この論争の特異な点である。

『月刊民芸』昭和15年3月号の冒頭には、日本民芸協会同人による「我等はこの目的のために特輯する」と題する文章が載っている。その中に次のような部分がある。

「われわれは、この沖縄の問題は、ひとり沖縄県のみにかぎらるべき問題でないと信ずるものである。それは日本のいまのあらゆる郷土につながり得る問題でなければならぬ。また、それは単に標準語と方言といふごとき言葉の

---

52) 同, pp. 13-14, 全集第15巻 p. 596

みの問題にも終り得ない。それはひろく日本文化全般におよぶ問題としてこゝにとりあげてこなければならない。

明言するが、われわれの民芸運動の主張とは、単なる復古運動なのではない。ましてや現在の文化的進行を止める運動などではさらさらでない。民芸運動の現代日本文化における根本的な存在意義とは、まさに脱落しつゝある脆弱になった現在の文化的部分を、この民芸によって補って、一層日本の文化を日本らしくする運動であり、同時にそれをさらに強化する運動でなければならないのである。<sup>53)</sup>

ここには、民芸運動の性格が明瞭に示されている。言語問題は彼らにとっては派生的な問題にすぎなかったが、彼らがそれを文化問題の一つとしてとらえようとするとき、そこには民芸運動の精神との接点が生じる。大正15年に柳が発表した最初の民芸論「下手もの之美」（「雑器の美」）の中には、次のような言葉がある。

「ここに雑器とはもとより一般の民衆が用ゐる雑具の謂である。誰もが使ふ日常の器具であるから或は之を民具と呼んでもよい。ごく普通なもの、誰も買い誰も手に触れる日々の用具である。払ふ金子とても僅かである。それも何時何処に於ても、た易く求め得る品々である。「手廻りのもの」とか「不断遣ひ」とか、「勝手道具」とか呼ばれるものを指すのである。牀に飾られ室を彩るためのものではなく、台所に置かれ居間に散らばる諸道具である。或は皿、或は盆、或は簞笥、或は衣類、それも多くは家内づかひのもの。悉くが日々の生活に必要なものばかりである。何も珍しいものではない。誰とてもそれ等のものを知りぬいてゐる。<sup>54)</sup>

柳はこれらの生活に密着した品々のもつ美（民芸美）に初めて注目した。そしてその美の解明に一生を捧げた。彼の築いた美論はそれまでのものとは異り、「下手物」（雑器）に関するものである。しかし彼は決して「上手物」の美を否定したことはない。にもかかわらず、彼はしばしば「下手物」の美

53) 『月刊民芸』昭和15年3月号 p. 3

54) 全集第8巻「工芸の道」p. 16

のみを説くかの如くに誤解された。

「沖縄方言論争」においても、柳は一度も標準語の奨励に反対したことはない。ただ方言も同時に重視せよと主張しただけである。しかし県当局は柳の意見に耳をかさなかった。ここには柳の思想のもつ宿命のようなものが感じられる。

方言の種類の多いのは日本語の一つの特色であるという。それは日本文化の多様さ（豊かさ）を意味する。そのことを指摘した柳の所論は至極当然なものである。たとえ当時の内外の情勢から、受け入れられず、危険思想とまで見られたとしても、柳の地方文化論は彼の民芸論の延長として、十分に評価されるべきであろう。